

平成30年度第10回中郷区地域協議会次第

日 時:平成30年12月20日(木)18時30分～

場 所:中郷区総合事務所 第4会議室

1 開 会

2 協 議

(1) 地域活動支援事業の検証・検討等に基づく見直しについて …資料No.1

(2) 自主審議事項について …資料なし

3 その他

4 閉 会

地域活動支援事業の検証・検討等に基づく見直しについて

| No. | 検証項目 | | 中郷区の検証・検討結果 | 市の見解等 | 見直しの必要性の有無 |
|-----|------|-------------|---|--|------------|
| 1 | 制度全般 | 事務局の役割 | <ul style="list-style-type: none"> 必要な対応を行っているため、現状どおりが適当である。 | <ul style="list-style-type: none"> 地域自治区制度に基づき実施する地域活動支援事業の趣旨をいかしながら、区間における事業運営の公平性や納得性を確保していきたいと考える。 | |
| 2 | | 市類似補助事業との関係 | <ul style="list-style-type: none"> 市の補助制度を優先する制度設計に見直す必要がある。 | <ul style="list-style-type: none"> 現行の取扱いを継続することが望ましいものとする。 | |
| 3 | 採択方針 | 採択方針の精査 | <ul style="list-style-type: none"> 現状の取扱いを継続し、各区で適宜見直しを行うことが適当である。 | <p><①提案団体の自立や提案団体による事業量の自律的適正化の促進について></p> <ul style="list-style-type: none"> 提案団体の自立や提案団体による事業量の自律的な適正化に向けて、各区の住民・地域団体と地域協議会が同じ考え方で地域活動支援事業に臨むことができる環境づくりとして、各区の採択方針で定める補助率を見直しすることも考えられる。 <p><②事業主体の構成員に補助事業の成果が限られる事業の取扱いについて></p> <ul style="list-style-type: none"> 限られた住民にのみ提案事業の成果が及ぶ事業の採択に当たっては、移動困難者への買い物支援や、定住人口の増加を期する婚活支援などの「地域住民の生活や地域課題の解消に真に必要と考えられる事業」に限ることとし、それ以外の事業については、原則として対象外と整理することも考えられる。なお、この場合にあっても、町内会及び住民組織については、地縁に由来して多くの住民により組織化してきた経過や、複数の事業を展開し、事業の成果が広く地域に還元されていると考えられるため、補助対象外にはしないことも考えられる。 <p><③地域の課題解消や活力向上に向けて自らの活動によらず貢献を図ろうとする事業の取扱いについて></p> <ul style="list-style-type: none"> 金銭の給付に替え、物品の貸与による間接補助は本来、適当なものではなく、物品の貸与による間接補助は、地域の課題解消に真に寄与し、物品に係る具体の活用計画が整理されているなど、責任の所在が明確なものに限ることも考えられる。 <p><④「地域自治を担う人材の養成・確保」及び「日常生活に関する課題に関し、住民間で支えあって解決する事業」の促進について></p> <ul style="list-style-type: none"> 各区で取組の促進を図る事項として、地域の実情に応じて項目を設定することも考えられる。例えば、市では市政運営の総合的な指針である第6次総合計画の後期基本計画（計画期間：平成31年度～同34年度）において、「地域自治を担う人材の養成・確保」を重要視しているほか、イベントに頼らずに地道に継続していく「日常生活に関する課題に関し、住民間で支えあって解決する事業」を更に促進していくことが有効であると考えていることから、このような事項を採択方針に盛り込む（又は既存の採択方針の一部を修正する）ことが考えられる。 | |

| No. | 検 証 項 目 | | 中郷区の検証・検討結果 | 市の見解等 | 見直しの 必要性の 有無 | |
|-----|---------|----------------|---|--|---|--|
| 4 | 補助対象 | 市で行う事業関係 | ・《任意検証項目であったことから、中郷区では検証なし》 | ・平成 26 年度以降、代替策に係る制度や運用の変更は行っておらず、当時と状況に変化がないことから、現状では取扱いを変更する考えはない。地域活動支援事業の目的や「市が行う事業」を補助対象外とした経過を踏まえ、対象外とする事業については各区共通の取扱いとすることが適当と考える。 | — | |
| 5 | | ハード整備事業関係 | ・「ハード整備だけではなく、ソフト活動を実質的に伴った提案事業」を採択する取扱いが適当である。 | ・ソフト活動を実施する上で必要最小限のハード整備は、活動支援を行う上で想定され得るものであり、従来からの考え方に変更はない。 | | |
| 6 | | 人件費・経常的経費の取扱い | ・現行の取扱いが適当である。 | ・全ての区が現行の取扱いを変える必要がないものとして検証結果をまとめており、市としても取扱いを変える必要性はないと認識していることから、今後も取扱いは変更しない。 | | |
| 7 | | 備品購入の取扱い | ・基準を明確にし、全市一律に見直すことが適当である。 | ・具体的な対応の一つとしては、市では、国や他市の事例を参考に、個別経費の使途に割合の上限を設けることも考えられる。例としては、地域活動支援事業は、地域活動を促進することが目的の補助（補助金の交付）であるため、提案事業の補助対象経費の総額中、補助金を交付する際の算定額を備品購入に相当する経費は 1/2 までを上限とすることが考えられる。 | | |
| 8 | | 周知・募集 | 募集等に係る共通設定 | ・現行の取扱いが適当である。 | ・現状では、地域団体の活動状況等を踏まえ、地域協議会が各区の実情に応じて採択予定時期からの逆算により募集日程等を考えることは、地域活動支援事業の効果的、効率的な事業運営に有益であると考えられるため、現状における運用の変更は行わない。 | |
| 9 | | | 方法 | ・様式及び手順の簡素化が必要である。 | ・周知手段や様式等については、課題認識の真因や具体的な対応策、留意すべきポイント等の改善を加える事項・内容を市で研究・協議を重ね、具体的な改善点について、個々の課題認識に基づき見直しを行う。 | |
| 10 | | | 追加募集 | ・追加募集は 1 回までが適当である。 | ・地域の実情を踏まえた上で各地域協議会が検討・決定する必要があるが、追加募集の実施可否については、いずれの結果においても、その理由を明らかにする必要があると考えている。また、実施の必要性が低下している場合においては、区への配分額の予算消化と見なされることが無いよう、追加募集を行わない（廃止する）ことも考えられる。 | |
| 11 | 審査・採択 | 審査態勢の共通化 | ・現状どおり、各地域協議会で決定した審査・採択のルールにより行うことが適当である。 | ・市で一律に審査態勢を整えるのではなく、公費の使途を考える権限を委ねられた地域協議会と事務局が地域において、より効果的な案件の採択と、その過程の透明性・客観性の確保のバランスのとれた取組を、これまで以上に取り組むことが適当と考えられる。 | | |
| 12 | | 地域協議会内での認識共有 | ・現状どおり、各区の実情に応じて対応することが適当である。 | ・地域協議会内の認識共有については地域協議会の主体性や当事業の経過を踏まえ、自発的に取り組むことが必要であり必要に応じて事務局が支援を行うことが適当と考える。 | | |
| 13 | | 提案団体・地域と委員の関係性 | ・提案団体と関わりの強い委員が、その事業の審査に関わるかの判断については、現状どおり、各地域協議会の裁量に委ねることが適当である。 | ・提案団体の構成員を兼ねる委員を全て審査から除外することは、地域で活動する団体に地域協議会委員が加入できなくなることを意味することとなり、地域協議会委員の地域での活動を制約することとなるため、適当ではない。このため、具体的な対応の一つとしては、提案団体の「代表者」である委員に限り、当該団体が提案した事業の審査に加わらないことも考えられる。 | | |

| No. | 検 証 項 目 | | 中郷区の検証・検討結果 | 市の見解等 | 見直しの 必要性の 有無 |
|-----|---------|----------------|--|---|--------------------|
| 14 | 審査・採択 | 提案団体の自立化に向けた取組 | <ul style="list-style-type: none"> 一律に自立化を促すのは困難であるため、現状どおりの取扱いが適当である。 | <ul style="list-style-type: none"> 地域の活性化に資するものである等、長年採択され続けるための公益性が地域において認められる案件については、引き続き一定の公的関与を残す有効性も考慮することから、一定年数の継続を以って不採択とすることは、市では考えていない。このため、具体的な対応の一つとしては、市では、次のとおり補助率を整理することも考えられる。 《補助率の上限設定》 ①地域課題の解消を急ぐ事業 前記2-(1)では、例示として「採択方針の精査」中、「地域自治を担う人材の養成・確保」「日常生活に関する課題に関し、住民間で支え合って解決する事業」の2項目を設定 採択1年目～2年目 9/10以下 採択3年目～4年目 8/10以下 採択5年目以降 7/10以下 ②一般的な事業 基本的には、これまでどおり区で検討した採択方針に登載する事業が該当 採択1年目～4年目 2/3以下 採択5年目以降 1/2以下 | |
| 15 | | 採択に係る考え方の共通化 | <ul style="list-style-type: none"> 現状どおりが適当である。 | <ul style="list-style-type: none"> 現状において、「点数が高い事業が優先」「金額の調整が必要な場合は委員間で協議」というように、本質的な部分では既に全ての区で共通の考え方にに基づき審査が行われているので、新たな基準の設定は必要ないと考えられる。 | |
| 16 | | 複数区提案 | <ul style="list-style-type: none"> 現在の取扱いが適当である。 | <ul style="list-style-type: none"> 制度変更を求める内容の理由については、本事業の想定する地域の概念に沿わないことを旨とするものだが、具体の案件の性質に応じて個々の地域協議会で採択の判断を行うことが適当と考えられ、現状維持とする。 | |
| 17 | | 採択事業の内容変更 | <ul style="list-style-type: none"> 運用マニュアルに基づき対応することとし、現状どおりとする。 | <ul style="list-style-type: none"> 現行の運用マニュアルの規定に基づいた対応が適当であると考え、現状どおりとする。 | |
| 18 | 評価 | 個別案件の事後評価 | <ul style="list-style-type: none"> 各区の実情を踏まえた現行の取扱いが適当である。 | <ul style="list-style-type: none"> 域協議会が検証する観点としては、事務局が担うべき事務の適正執行よりも、地域協議会の本旨に基づき、地域活動支援事業により提案事業を支援した成果について、住民の視点・感覚により地域課題の解消や活性化にどの程度貢献したか把握する観点で臨むことが望ましいと考える。このため、区の実情に応じて対応することが適当と考えられる。なお、実施に当たっては、提案団体への実務負担上の配慮も必要と考える。 | |
| 19 | その他 | 本事業に係る環境整備 | <ul style="list-style-type: none"> 新規案件の掘り起しに向けた取組が必要と考える。 地域協議会での自主審議時間をさらに確保するためには、住民組織への補助金の交付や地域協議会とは別の機関による審査採択の実施など、制度的な見直しが必要である。 | <ul style="list-style-type: none"> 地域活動支援事業における新規事業の全事業における割合は、近年は3割前後で推移しており、残る7割前後が複数年度に渡る採択事業となっていること、及び、直近の市民の声アンケートの結果を踏まえ、既存団体の活性化とともに、新規(団体による)活動の促進が重要と考えられることから、必要に応じて、本事業の周知の取組に反映する。 地域活動支援事業で期待する効果である地域協議会が地域に向き合うためのきっかけづくり等の観点から、現在、地域協議会が本事業との関わりを薄めるような制度的な見直しを行う予定はない。 | |